

第11期 隠岐の島町分別収集計画

(令和 8 年度～令和 12 年度)

令和 7 年 8 月

隠岐の島町

第11期 隠岐の島町分別収集計画

令和7年8月

1 計画策定の意義

隠岐の島町は、島根半島の北東約80kmの海上に位置し、隠岐諸島最大の島である。豊かな自然に恵まれ、大山隠岐国立公園及びユネスコ世界ジオパークにも認定された離島であるが、近年、過疎化による人口減少及び少子高齢化が進んでおり、今後も人口が減少していくことが見込まれる。

ごみの総排出量についても減少していくことが想定されているが、経済発展に伴う大量生産・大量廃棄の社会背景下のなか、インターネットサービスの普及によるネット通販の利用拡大も相まって、島内への物流量も増加しており、ごみ排出量についても依然として多い不変的な現状が続いている。また、他市町村と比較し、本町のごみ排出の特徴として自己搬入ごみが多く、通販の梱包ごみにより増加したと思慮される段ボールを利用した搬入も多数見受けられ、古紙の再資源化を阻害する一因となっている。その他にもごみ処理に係る環境への影響の懸念や最終処分場の逼迫など様々な問題が生じている。

このような状況下において、分別収集による再資源化を含むごみ排出量削減に向けた取り組みは喫緊の課題であり、平成31年4月には「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定し、今後11年間のごみ処理の基本方針を示し、行政・町民・事業所の三者が取り組むべきごみ処理施策・課題を示した。

本計画は、上位計画である「隠岐の島町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」及び容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて、一般廃棄物の大部分を占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、町民・事業者・行政がそれぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、最終処分場をはじめとする一般廃棄物処理施設の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用を図り、循環型社会の形成を図るものとする。

2 基本的方向

行政・事業所・町民が相互協力し、ごみの減量化に努め、3R（リデュース・リユース・リサイクル）を促進する。

ステーションへの分別排出の指導及び啓発等は環境課生活環境係が主体となり実施し、収集運搬・中間処理は環境課清掃施設係が主体となり行う。

3 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、段ボール、ペットボトルを対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)

年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度	R 11年度	R 12年度
容器包装廃棄物	1,566 t	1,544 t	1,521 t	1,483 t	1,479 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)

各種団体との連携	行政・町民・事業者等がそれぞれの立場から相互に協力・連携することが重要であるため、一般廃棄物の減量等に関するについて審議する「廃棄物減量等推進審議会」において、容器包装廃棄物等の排出抑制策について検討及び推進する。
広報・啓発活動の推進	当町の広報誌等において、ごみの減量化や資源化について広く啓発を行う。
環境教育の推進	島後清掃センターや島後リサイクルセンターの施設見学や職場体験の実施に加え、町内小中学生向けの副読本を活用し、当町のごみ処理の実態を理解してもらい、3R（リデュース、リユース、リサイクル）に対する協力を呼びかけていく。
イベント出展	町内のイベントにおいて、展示パネルの設置による啓発、「エコフェスタ」への参加により、町民の排出抑制意識の一層の向上を図る。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)

分別収集するために必要な機材や作業員等の確保、廃棄物処理施設の整備等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄に、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器	缶
主としてアルミ製の容器	
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器
	茶色のガラス製容器
	その他の色のガラス製容器
主としてポリエチレンテレフタレート製（P E T）の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするものの	ペットボトル
主として段ボール製の容器	段ボール

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
(法第8条第2項第4号)

年 度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
主としてスチール製の容器	3 t	3 t	3 t	3 t	3 t
主としてアルミ製の容器	23 t	22 t	22 t	22 t	21 t
無色のガラス製容器	18 t	18 t	18 t	18 t	17 t
茶色のガラス製容器	23 t	23 t	23 t	22 t	22 t
その他の色のガラス製容器	8 t	8 t	8 t	7 t	7 t
主としてポリエチレンテレフタレート製(PET)の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	30 t	30 t	29 t	29 t	28 t
主として段ボール製の容器	142 t	140 t	138 t	135 t	133 t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定めるものの量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定めるものの量の見込み

= 直近3か年度の分別基準適合物等の引き渡し量平均値×人口変動率

直近3か年度の分別基準適合物等の引き渡し量平均値

主としてスチール製の容器	主としてアルミ製の容器	主として無色ガラス製容器	主として茶色のガラス製容器	その他の色のガラス製容器	主としてPETの容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	主として段ボール製の容器
3 t	23 t	19 t	24 t	8 t	31 t	146 t

また、人口変動率は、隠岐の島町一般廃棄物処理基本計画より、次のとおり設定した。

R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
12,494人 (対前年度比) 97.0%	12,299人 (対前年度比) 98.4%	12,104人 (対前年度比) 98.4%	11,909人 (対前年度比) 98.4%	11,713人 (対前年度比) 98.4%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬	選別・保管等		
金属	スチール製容器	缶	委託業者による 指定日回収	町		
	アルミ製容器					
ガラス	無色のガラス製容器	びん				
	茶色のガラス製容器					
	その他の ガラス製容器					
プラス チック	ペットボトル	ペットボトル				
紙類	段ボール	段ボール				

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集場所	収集車	中間処理			
スチール製容器	缶	指定袋による ステーション 及び各戸収集	パッカー車	島後リサイクルセンター (選別・圧縮・保管) ※カレットは選別後、色別 保管			
アルミ製容器							
無色のガラス製 容器	びん						
茶色のガラス製 容器							
その他色の ガラス製容器							
ペットボトル	ペットボトル	紐結束による ステーション 及び各戸収集	ダンプ車	島後リサイクルセンター (選別・保管)			
段ボール	段ボール		ダンプ車、 町公用車				

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(法第8条第2項第7号)

容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めるために、本町関係各課（環境課・支所担当係）が連携協力を図り、町民及び関係事業者等の意見、あるいは費用対効果をふまえ、分別収集品目の検討等、分別収集態勢の整備充実を図る。